

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公表番号】特表2017-518967(P2017-518967A)

【公表日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-026

【出願番号】特願2016-566226(P2016-566226)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/192 (2006.01)
 A 6 1 K 31/10 (2006.01)
 A 6 1 P 1/16 (2006.01)
 A 6 1 K 9/08 (2006.01)
 A 6 1 K 9/20 (2006.01)
 A 6 1 K 9/48 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/192 Z N A
 A 6 1 K 31/10
 A 6 1 P 1/16
 A 6 1 K 9/08
 A 6 1 K 9/20
 A 6 1 K 9/48

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月7日(2018.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

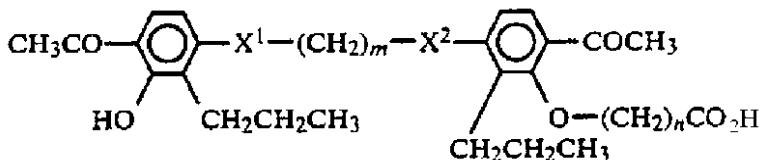
【特許請求の範囲】

【請求項1】

進行した非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)と診断された患者を治療するために使用される組成物であって、

前記組成物は、式(I)の化合物、前記式(I)の化合物の代謝産物、前記式(I)の化合物のエステル、前記式(I)の化合物のエステルの代謝産物、及び前記したものそれぞれの薬学的に許容される塩からなる群から選択された化合物を含む、組成物。

【化1】



(I)

(式中、mは2から5の整数であり、nは3から8の整数であり、X¹及びX²は、各々独立的に硫黄、酸素、スルフィニル基、又は、スルホニル基を示し、但し、X¹及びX²は、同時に酸素ではない)

【請求項2】

前記進行したN A S Hと診断された患者は、肝線維症、クモ状血管腫、腹水症、脾腫、丈夫な肝臓の境界、手掌紅斑、アステリクシス、又は、門脈圧亢進症のうちの1つ以上を示す、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記治療は進行したN A S Hに罹患している患者における肝線維症を減少させるためのものである、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

前記進行したN A S Hと診断された患者は、肝臓の瘢痕化、肝硬変、又は、肝細胞癌(HCC)のうちの1つ以上を示す、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

前記治療は進行したN A S Hに罹患している患者における肝臓の瘢痕化を減少させるためのものである、請求項4に記載の組成物。

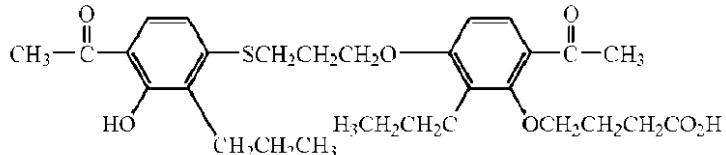
【請求項6】

前記患者は、小児患者である、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

前記式(I)の化合物は、式(IA)の化合物である、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【化2】



(IA).

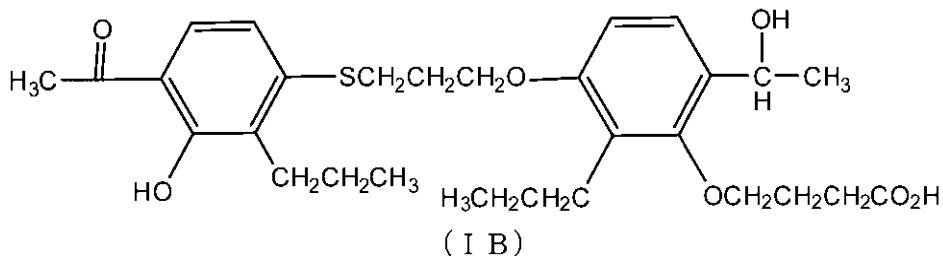
【請求項8】

前記化合物は、斜方晶系結晶形で存在する、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

前記式(I)の化合物の代謝産物は、式(IB)の化合物である、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【化3】



【請求項10】

前記化合物は、1つ以上の薬学的に許容される成分を有する治療組成物に形成される、請求項1～9のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項11】

前記化合物が経口投与される、請求項1～10のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項12】

前記化合物は、錠剤又はカプセルとして投与される、請求項11に記載の組成物。

【請求項13】

前記化合物は、液体剤形として投与される、請求項1～11のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 4】

前記化合物は、約 1 0 0 m g / 日から約 4 、 0 0 0 m g / 日の範囲の量を 1 回、 2 回、又は 3 回に分けて投与される、請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の組成物。